

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

目次

告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務部総務課)	9
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	13
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	14
○土砂災害警戒区域の指定..... (砂防災課)	14
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災課)	14
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	15

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	15
----------------------	----

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	16
---------------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第8号.....	16
---------------	----

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	17
---------------------------	----

道警察釧路方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	17
------------------------	----

告示

北海道告示第452号

次のとおり設計・施工一括発注方式による総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎耐震改修事業（北海道庁本庁舎（昭和43年竣工）の耐震改修に係る設計及び施工）に係る次の業務

ア 設計及び工事監理業務

イ 耐震改修工事業務

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成27年4月1日以降、平成28年3月末日以前で技術提案により提示された期日まで

(4) 履行場所 北海道札幌市

(5) その他工事の概要

本業務は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札後に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行工事のうち、技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める総合評価方式の試行工事である。

(6) 事業予算額 7,249,447,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 分別解体等の実施の義務付け

この業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた業務である。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の組み合わせ

ア 1の(1)のアの業務に参加を希望する者は、2者又は3者とし、1の(1)のイの業務に参加を希望する者は、2者から4者（ただし、建築工事資格者は2者以上、電気工事資格者、管工事資格者の参加も認める。）とした企業連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、1の(1)のイの業務に参加を希望する構成企業の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定め、コンソーシアム協定を締結すること。

なお、1の(1)のイの業務に参加を希望する者のうち、1の(1)のアの業務に参加する資格を有する者は、1者について、1の(1)のアの業務に参加を希望することを認める。

イ 構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、道と協議するものとし、道がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合は、この限りではない。

ウ 構成企業のいずれかが、この入札において他のコンソーシアムの構成企業となるこ

とは認めない。

(2) 設計及び工事監理業務に参加を希望する者に必要な資格

ア 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する建築設計の資格（開札日時までに、資格決定される見込みである者を含む。）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止を受けていない者であること。

エ 競争入札参加等除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建築士法（昭和52年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

キ 過去の業務実績

1の(1)のアの業務に参加を希望する企業のうちから代表企業（以下「設計代表企業」という。）を定め、業務実績は次のとおりとする。

(ア) 設計代表企業

平成9年1月1日以降に発注された延べ面積3,000㎡以上の既存建築物に係る免震工法による耐震改修工事又は、建築物に係る免震工法による新築工事の実施設計業務を元請として受注し、その業務が平成24年3月31日までに完了した実績を有すること。

(イ) 設計代表企業以外の1の(1)のアの業務に参加を希望する構成員企業

平成9年1月1日以降に発注された延べ面積1,500㎡以上の既存建築物に係る強度・靱性増加型又は、応答制御型による耐震改修工事の実施設計業務を元請として受注し、その業務が平成24年3月31日までに完了した実績を有すること。

ク 管理技術者は、一級建築士であること。

ケ 記載を求める各主任技術者は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の4分野とし、それぞれ次の要件を備えていること。

(ア) 建築（総合）、建築（構造）分野の主任技術者は、一級建築士であること。

(イ) 電気設備及び機械設備分野の主任技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成員である場合を除

く。）。

(2) 耐震改修工事業務に参加を希望する者に必要な資格

ア 発注工事に対応する平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する建築工事の資格（開札日時までに、資格決定される見込みである者を含む。）及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

(ア) 建築工事資格者については、資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、代表企業は1,100点以上であること。代表企業以外の構成員企業は940点以上とする。

(イ) 電気工事資格者については、資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、880点以上であること。

(ウ) 管工事資格者については、資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、840点以上であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止を受けていない者であること。

エ 競争入札参加等除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。

オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建築業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 過去の工事実績

1の(1)のイの業務に参加を希望する企業のうちから代表企業（以下「施工代表企業」という。）を定め、業務実績は次のとおりとする。

(ア) 施工代表企業

平成9年1月1日以降に発注された延べ面積15,000㎡以上の既存建築物に係る免震工法による耐震改修工事を元請として受注し、その工事が平成24年3月31日までに完了した実績を有すること。

(イ) 施工代表企業以外の1の(1)のイの業務に参加を希望する構成員企業

平成9年1月1日以降に発注された延べ面積10,000㎡以上の建築物に係る新築工事を元請として施工し、その工事が平成24年3月31日までに完了した実績を有すること。

ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成員である場合を除く。）。

3 競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等

入札に参加を希望するコンソーシアムは、コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 提出期間 平成24年7月6日（金）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課
- (3) 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成24年8月21日（火）までに書面により通知する。同時に(2)の期日を提出期限として、技術提案書等の提出を要請する。

(2) 技術提案書等の提出期限 平成24年9月5日（水）

5 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎1階5号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）
- (2) 入札日時 平成24年10月12日（金） 午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることが

あるので、これを承知すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨のコンソーシアム参加資格及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

8 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

9 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

10 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及びコンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

- (1) 交付期間 平成24年7月6日（金）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成24年7月6日（金）午前9時から同月27日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。）とする。
- (2) 交付場所 5に同じ
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。
ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。（北海道総務部総務課ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/index.htm>）にリンク）

- (3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。
- (4) 費 用 無料とする。
- 11 送 付 に よ る 入 札 認める。
- 12 落札者の決定方法等
- (1) 入札参加資格を有するものと認められた者は、別添「北海道庁本庁舎耐震改修事業要求水準書」に定める項目について技術提案を行わなければならない。
- (2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「北海道庁本庁舎耐震改修事業事業者選定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 技術提案が、別添「北海道庁本庁舎耐震改修事業事業者選定基準」において示す全ての必須要件を満たしていること。
- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 13 落札者と契約を行わない場合
落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。
- 14 契 約 書 作 成 の 要 否
必要とする。
- 15 予 定 価 格 等
- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格 設定している。
- 16 そ の 他
- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入 札 書 記 載 金 額

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者がコンソーシアムの場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、コンソーシアム消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 技術提案は、コンソーシアム参加資格及び競争入札参加資格審査結果通知書の通知後に受け付ける。
- (6) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。
- (7) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。
また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。
- (8) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5326
- (9) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (10) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (11) この入札の執行は、公開する。
- (12) 詳細は、入札説明書による。
- 17 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
Seismic retrofitting project of the Hokkaido Government main office building (built in 1968). The project includes :
a Designing and construction management
b Seismic retrofitting construction
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 12, 2012
- C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido

Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5326

北海道告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大雪土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成24年7月6日

			北海道知事	高橋	はるみ
退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所	
平成24. 6. 21	理事	澁谷 広明	上川郡鷹栖町20線12号4番地		

北海道告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成24年7月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

			北海道知事	高橋	はるみ
地区名	事業の種類	縦覧場所			
天の川中央	中山間地域総合整備（ほ場整備）	北海道檜山振興局			
さろま	同（区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全）	北海道オホーツク総合振興局			
留辺蘂温根湯	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良）	同			
斜里三井	畑地帯総合整備 [単独土層改良]（暗渠排水、土層改良）	同			

北海道告示第455号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年7月6日

			北海道知事	高橋	はるみ
地区名	事業の種類	完了年月日			
共栄	経営体育成基盤整備 [面的集積型]（区画整理）	平成22. 12. 13			
同	同（農業用排水施設、暗渠排水）	同 23. 11. 30			
岐阜	同（農業用排水施設）	同 22. 11. 18			
同	同（暗渠排水）	同 24. 2. 20			

同	同	（区画整理）	同	20. 12. 19
協栄	同	（客土）	同	22. 5. 28
同	同	（暗渠排水）	同	23. 5. 30
同	同	（農業用排水施設、区画整理）	同	23. 11. 30
奈井江 瑞穂	経営体育成基盤整備	（農業用排水施設）	同	23. 12. 8
同	同	（区画整理、暗渠排水）	同	23. 5. 20
同	同	（客土）	同	22. 5. 28
妹背牛 南	地域水田農業支援緊急整備 [緊急整備型]（農業用排水施設、区画整理）		同	23. 11. 18
同	同	（客土）	同	20. 12. 8
同	同	（暗渠排水）	同	21. 12. 9
金子	基幹水利施設ストックマネジメント		同	23. 12. 12
7丁目揚水機線	同		同	23. 12. 20
三谷	中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理）		同	23. 12. 5
同	同	（暗渠排水）	同	23. 1. 7
日進	ため池等整備 [一般型]		同	24. 3. 15
深川 第2	農業用水再編対策 [地域用水機能増進型]		同	24. 2. 10

北海道告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 標津郡中標津町字養老牛386の2・388の2・390の1・390の5・393の1・393の2・395の1・406の1・407・408の1・590・727・728・731（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、387、403、725、726
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第457号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 函館市赤川町538の5・538の6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、538の7
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第458号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌平岸4条12丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
札幌市	豊平区平岸四条十二丁目	80番3	1
同	同	81番1	2
同	同	86番	3
同	同	92番1	4
同	同	92番12	5
同	同	80番1	6

北海道告示第459号

平成24年7月6日(金曜日)

北海道公報

第2393号 14

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平田内川(I-26-0230)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区平浜(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鍵井の沢(II-26-0080)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区富磯(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
富岡川(II-26-0090)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区富磯(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
益原川（Ⅱ-26-0220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区平浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成24年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 岩見沢市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 岩見沢都市計画道路事業（3・4・39号西20丁目通）
- (3) 事業 施 行 期 間 平成24年7月6日から平成31年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 岩見沢市大和2条2丁目、6条20丁目、7条20丁目、7条21丁目、8条20丁目、8条21丁目、9条21丁目、10条21丁目地内
- 2(1) 施 行 者 の 名 称 洞爺湖町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 虻田都市計画道路事業（3・4・7号海岸通）
- (3) 事業 施 行 期 間 平成24年7月6日から平成29年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 虻田郡洞爺湖町本町及び浜町地内
（使用の部分） 虻田郡洞爺湖町本町及び浜町地先海浜地地内

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道宗谷総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月6日

北海道宗谷総合振興局長 吉田 浩史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
除雪トラック（7t級タンク型） 1台
（交換契約により除雪トラック1台（7t級タンク型）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を当該契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成25年3月29日（金）
- (4) 納 入 場 所 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所香深除雪ステーション

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年7月6日（金）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室
(送付による場合は、郵便番号 097-8558 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入札日時 平成24年8月20日(月)午後1時30分(送付による場合は、同月17日午後5時30分までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス:wakanaidoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
電話番号 0162-33-3711
- 11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Snow Removing Truck (7 tons class, road sprinkler) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August, 20, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., August 17, 2012)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructinal Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government Suehiro, 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido, 097-8558 Japan.
Phone : 0162-33-3711

道人事委員会告示

北海道人事委員会告示第7号

平成22年北海道人事委員会告示第1号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年7月6日

北海道人事委員会委員長 中澤義則
留萌振興局管内の項中「増毛町見晴町」を「増毛町南暑寒町2丁目」に改める。

道監査委員公表

監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が平成16年度から平成21年度までに実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38第6項の規定により、知事及び教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成24年7月6日

北海道監査委員 加藤礼一
北海道監査委員 池田隆一
北海道監査委員 太田博
北海道監査委員 鮎谷長藏

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮子

北海道公安委員会規則第7号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項第2号を次のように改める。

(2) 第1項第5号エの標章 交付を受けようとする者が、第5号エに掲げるもののいずれかに該当することを疎明する書面

第13条第3項第1号中「。ただし、外国人登録法の適用を受ける者にあつては登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第88号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年7月6日

北海道警察釧路方面本部長 倉 持 謙 二

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | | |
|------------------------|--------------|-----|
| (1) 6型カードベース ID-6CY | 300枚×3入 | 56箱 |
| (2) 6型カードベース ID-6CI | 300枚×3入 | 72箱 |
| (3) 6型カードベース ID-6CS | 300枚×3入 | 9箱 |
| (4) 6型高速型用リボン | 2,000枚×1入×7種 | 58箱 |
| (5) 6型プリンタヘッド | | 10個 |
| (6) 吸気フィルター 大 | | 20個 |
| (7) 吸気フィルター 小 | | 20個 |
| (8) 搬送ローラー | | 88個 |
| (9) ヒートローラー 上 | | 16個 |
| (10) ヒートローラー 下 | | 16個 |
| (11) DUプッシュ付ブラケットハウジング | 2個組 | 8組 |

- | | |
|-------------------|-----|
| (12) ロールロアピンチローラー | 8個 |
| (13) EXITローラー 2本組 | 16組 |
| (14) ハロゲンランプ | 16個 |
| (15) 温度センサー | 16個 |
| (16) 複写用真空パッド 3個組 | 4組 |

2 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月27日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社DNPアイディーシステム
(2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

- | | |
|------------|----------|
| (1) 1箱当たり | 470,700円 |
| (2) 1箱当たり | 470,700円 |
| (3) 1箱当たり | 470,700円 |
| (4) 1箱当たり | 140,000円 |
| (5) 1個当たり | 130,000円 |
| (6) 1個当たり | 9,000円 |
| (7) 1個当たり | 5,500円 |
| (8) 1個当たり | 1,400円 |
| (9) 1個当たり | 23,000円 |
| (10) 1個当たり | 18,000円 |
| (11) 1組当たり | 14,400円 |
| (12) 1個当たり | 21,500円 |
| (13) 1組当たり | 22,800円 |
| (14) 1個当たり | 10,500円 |
| (15) 1個当たり | 5,000円 |
| (16) 1組当たり | 5,100円 |

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によつた理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
(2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5